

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
7月31日
(火曜日)

目次

- 告示
保安林指定の解除（萩市）（森林整備課）……………
- 道路の位置の指定（建築指導課）……………
- 山口県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し（会計課）……………
- 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正（会計課）……………
- 公告
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（商政課）……………
- 公安委告示
技能検定員審査の実施……………
- 教習指導員審査の実施……………

山口県告示第二百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成三十年七月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る保安林の所在場所

- 萩市大字明木字仏木一五二二の二、一五二二の三、一八〇〇・一八〇一・一八一
- 二・字横瀬仏木一八〇〇の一・一八〇〇の一五・一八〇〇の一七から一八〇〇の二三
- まで・字仏木田床一八〇二・一八〇五の二・字仏木大町ノ上二八〇六・字仏木大町ノ



上浴一八〇八（以上一六筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百七十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成三十年七月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市大字末武上字宮田四八三の一及び四八三の五	四・〇	四・五	平成三〇、 七、一七

山口県告示第二百七十九号

山口県収入証紙取扱規則（昭和三十九年山口県規則第六十号）第八条第一項第四号の規定に基づき、次のとおり山口県収入証紙の売りさばき人の指定を取り消した。

平成三十年七月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

売りさばき人	住所	指定の取消しの際現に証紙を売りさばいていた売りさばき人	所在地	売りさばき人の指定取消年月日
氏名又は名称	萩市川上総合事務所	萩市川上総合事務所	萩市川上四四六二の	
	萩市むつみ総合事務所	萩市むつみ総合事務所	〃〃大字吉部上三二	

株式会社フジ
 三 変更に係る事項の概要
 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 山口 普

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	宇佐川 満
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	山口市阿東町徳佐上一三三五

四 届出年月日
 平成三十年七月三日
 五 変更年月日
 平成十六年十二月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジグラン山口
 所在地 山口市黒川三七四三の三
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社フジ 住 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 山口 普

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	株式会社ハニーズホールディングス
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	福島県いわき市鹿島町走熊二七の一
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	江尻 義久

四 届出年月日
 平成三十年七月三日
 五 変更年月日
 平成十七年十月五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジグラン山口
 所在地 山口市黒川三七四三の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社フジ 住 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 山口 普
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社駿河園	—

四 届出年月日
 平成三十年七月三日
 五 変更年月日
 平成十八年八月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジグラン山口
 所在地 山口市黒川三七四三の三
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社フジ 住 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 山口 普

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	新英産業株式会社	—

四 届出年月日
 平成三十年七月三日
 五 変更年月日
 平成十九年四月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン山口

所在地 山口市黒川三七四三の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

変 更 前

変 更 後

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社クック・チャム

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

愛媛県新居浜市新須賀町二丁目六番一六号

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

藤田 敏子

四 届出年月日

平成三十年七月三日

五 変更年月日

平成十九年五月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン山口

所在地 山口市黒川三七四三の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

変 更 前

変 更 後

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社山口フジカラー

四 届出年月日

平成三十年七月三日

五 変更年月日

平成二十年十月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン山口

所在地 山口市黒川三七四三の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

変 更 前

変 更 後

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社ジーンズカジュアルダン

四 届出年月日

平成三十年七月三日

五 変更年月日

平成二十一年二月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン山口

所在地 山口市黒川三七四三の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

変 更 前

変 更 後

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

有限会社プランタン

四 届出年月日

平成三十年七月三日

五 変更年月日
平成二十二年七月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 フジグラン山口
所在地 山口市黒川三七四三の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 山口 普
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	株式会社ケイエムコーポレーション
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	広島県福山市卸町二三番七号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	小山 訓子

四 届出年月日

平成三十年七月三日

五 変更年月日

平成二十二年八月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン山口

所在地 山口市黒川三七四三の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 山口 普

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称及び所在地	—	—
届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名	—	—
変更に係る事項の概要	—	—

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
有限会社さひめの里

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
島根県大田市大田町一三二六の二八

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
三谷 秀人

四 届出年月日

平成三十年七月三日

五 変更年月日

平成二十三年四月二十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 フジグラン山口
所在地 山口市黒川三七四三の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 山口 普
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	株式会社マキ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	広島市東区上大須賀町一四番五号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	榎下 賢

四 届出年月日

平成三十年七月三日

五 変更年月日

平成二十五年九月十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 フジグラン山口

所在地 山口市黒川三七四三の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 フジグラン山口 住 所 代表者の氏名

株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業 を行う者の氏名又は名称	変 更 前 株式会社アクシズフーズ	変 更 後
--	----------------------	-----------

四 届出年月日

平成三十年七月三日

五 変更年月日

平成二十六年九月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン山口

所在地 山口市黒川三七四三の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 株式会社フジ 住 所 代表者の氏名

株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 山口 普

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業 を行う者の氏名又は名称	変 更 前 	変 更 後 株式会社ソリッド
大規模小売店舗において小売業 を行う者の住所		広島市安佐南区高取南二丁目 二〇番二六号
大規模小売店舗において小売業 を行う者の代表者の氏名		平野 一貴

四 届出年月日

平成三十年七月三日

五 変更年月日

平成二十八年八月十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン山口

所在地 山口市黒川三七四三の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 株式会社フジ 住 所 代表者の氏名

株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業 を行う者の氏名又は名称	変 更 前 株式会社曾呂利	変 更 後
--	------------------	-----------

四 届出年月日

平成三十年七月三日

五 変更年月日

平成二十八年九月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン山口

所在地 山口市黒川三七四三の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 株式会社フジ 住 所 代表者の氏名

株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 山口 普

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業 を行う者の氏名又は名称	変 更 前 メガネの田中チェーン株式会 社	変 更 後
--	-----------------------------	-----------

四 届出年月日

平成三十年七月三日

五 変更年月日

平成三十年二月十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジグラン山口
所在地 山口市黒川三七四三の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住
住所 愛媛県松山市宮西二丁目二番一號
代表者の氏名 山口 普

三 変更に係る事項の概要
株式会社フジ
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
変更 変更前 矢野 博丈
変更後 矢野 靖二

四 届出年月日
平成三十年七月三日

五 変更年月日
平成三十年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジグラン山口
所在地 山口市黒川三七四三の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住
住所 愛媛県松山市宮西二丁目二番一號
代表者の氏名 山口 普

三 変更に係る事項の概要
株式会社フジ
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
変更 変更前 尾崎 英雄
変更後 山口 普

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社フジ	変更前	尾崎 英雄	変更後	山口 普
---------------------------	--------	-----	-------	-----	------

四 届出年月日

平成三十年七月三日
変更年月日
平成三十年五月十七日



山口県公安委員会告示第二十六号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成三十年七月三十一日

山口県公安委員会

一 審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）及び技能検定員審査（準中型）

二 審査の日時及び場所

（一）日時 平成三十年九月三日（月曜日）及び同月四日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

（二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成三十年八月六日（月曜日）から同月十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

（一）技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）

（二）規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

（三）写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示す

七 審査手数料
 二万三千四百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万三千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百円
三 教則の内容となっている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千三百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千八百円

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一七三二二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（普通）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成三十年九月四日（火曜日）及び同月五日（水曜日）の午前九時から午

後五時十五分まで

- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間

平成三十年八月六日（月曜日）から同月十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
- 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万九千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千円
三 教則の内容となっている事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百円

六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

二千五十円

備考

普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三一―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成三十年九月六日（木曜日）及び同月七日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成三十年八月六日（月曜日）から同月十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示す

ること。

七 審査手数料

一万四千七百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二百円
三 教則の内容となつてゐる事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	二千六百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百五十円

備考

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三一―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成三十年九月七日(金曜日) 午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成三十年八月六日(月曜日) から同月十日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 - (二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
二万五千円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五千円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千四百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千七百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百円を減ずるものとする。

- 八 その他
 - (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第二十七号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成三十年七月三十一日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
教習指導員審査(大型)、教育指導員審査(中型)及び教育指導員審査(準中型)
- 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 平成三十年九月十日(月曜日) から同月二十六日(水曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。)
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成三十年八月六日(月曜日) から同月十日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。))別記様式第一号によること。)
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千五百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千元
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千六百元
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千六百元
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円

備 考

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千四百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（普通）

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成三十年九月十一日（火曜日）及び同月十二日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

三 審査申請書の受付期間及び時間

(一) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
平成三十年八月六日（月曜日）から同月十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万千八百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円

五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円
備考 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百五十円を減ずるものとする。	

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三一―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類
教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）及び教習指導員審査（牽引）
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 平成三十年九月十三日（木曜日）及び同月十四日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成三十年八月六日（月曜日）から同月十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

を運転することができるとする運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料
九千六百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百五十円
備考 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百五十円を減ずるものとする。	

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三一―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類
教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成三十年九月十四日(金曜日) 午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成三十年八月六日(月曜日) から同月十日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千五十円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千八百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

平成三十年七月三十一日
印刷
發行

發行人
所

山口縣
知事
府